

第88号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

第3条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に改める。

第4条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第5条中「第30条の8第1項及び第2項」を「第30条の15第1項及び第2項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第6条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第7条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第18条第5項の規定によりなお従前の例によることとされた情報提供手数料に係るこの条例による改正前の住民基本台帳法施行条例第7条の規定の適用については、なお従前の例による。